⑸　工期　令和２年12月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材　配電盤約32面、非常用発電装置約１台、分電盤約11面、動力盤約34面、マルチパッケージ形空気調和機約25組、パッケージ形空気調和機約83組
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成29年４月27日改正）」に基づく価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格要件を満たす技術者を配置すること。

２　競争参加資格

２－１　異工種建設工事共同企業体　次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年６月12日付け独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター契約担当役院長）に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター契約担当役院長から吉備高原医療リハビリテーションセンター設備改修その他（Ⅱ期）工事に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格者の資格の認定を受けている者であること。
⑴　工事種別が電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。
⑵　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
⑶　構成員の数は、各工種ごとに２以内であること。
⑷　全ての構成員について、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
⑸　全ての構成員について、厚生労働省から平成31・32年度有資格者名簿［建設工事］のうち中国ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑹　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。
①　電気工事　1,100点
②　管工事　1,100点
⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑻　各工種の構成員は、①から②に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成16年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。
①　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設又は更新の電気設備工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。
ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目について、機器及び配管配線の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）
②　暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設又は更新の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。
ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　工事種目　空気調和設備及び給排水設備（工事種目の空気調和設備については機器・配管及びダクト、給排水設備については機器及び配管の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空気調和設備と給排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）
⑼　異工種ＪＶの代表者は、①に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成16年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了したものとする。その他の構成員は、各々携わる工事において、②に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成16年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
①　電気設備工事
ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
イ　次の条件を満足する新設又は更新の電気設備工事を元請として施工した経験を有する者であること。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。
　建物用途　病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　建物規模　延べ面積3,000㎡以上
　工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目について、機器及び配管配線の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）
②　暖冷房衛生設備工事
ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選